

中 央 防 災 会 議

内閣府中央防災会議事務局（防災担当）

中央防災会議議事次第

日 時：平成 16 年 4 月 20 日（火）18:00～18:27

場 所：官邸大会議室 4 階

1．開 会

2．議 題

（ 1 ）平成 16 年度総合防災訓練大綱について

（ 2 ）南関東地域直下の地震に係る内閣総理大臣指示事項について報告

（ 3 ）報告・承認事項

・会長専決事項の処理

（ 4 ）その他

3．会長挨拶（内閣総理大臣）

4．閉 会

内閣府防災担当大臣 それでは、ただいまから中央防災会議を開会いたします。

本日はお忙しいところお集まりくださいます、誠にありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議題の第1「平成16年度総合防災訓練大綱について」から第4「その他」までを一括して、事務局より御説明いたします

内閣府政策統括官 それでは、御説明をいたします。説明資料1をごらんいただきたいと思ひます。

「平成16年度総合防災訓練大綱について」でございます。下の方をごらんいただきたいと思ひますが、今年の9月1日の防災の日には、今年東海地震対応の訓練をさせていただきたいと思ひております。

赤で書いてありますが、今年のポイントは2点ございまして、昨年12月に決定させていただきました新しい応急対策活動要領に基づきまして、注意情報発出の段階から、地震発生に至る総合防災訓練ということで行います。

もう一点は、東海地震対応では初めてのこととなりますが、警察庁、消防庁、海上保安庁、及び陸・海・空の統合運用の自衛隊による実践的な応急対策訓練をやるという点でございます。

それから、来年の1月でございますが、大規模図上訓練として、南関東地域直下の地震に対する訓練を実施いたします。

説明資料1については以上のとおりでございます。

次に説明資料の2をごらんいただきたいと思ひます

ごらんいただきます地図は、今年の防災訓練のときに、南関東地域でこういう地震が発生するということで黄色、ないしはオレンジで被災の状況というものが出ておりますけれども、こういう震度が発生をして、6,500人の方が亡くなるという前提の下に訓練を行っているものでございます。

1枚めくっていただきますと、こういう首都直下の地震がありました際に、勿論、市町村が主体となって住民に対する避難勧告、指示でありますとか、さまざまな救援活動を行うわけですが、国といたしましても、右側でございますように、被害の甚大性にかんがみまして、総理大臣を本部長とします緊急災害対策本部を設置いたします。二重括弧の中にありますような災害応急部隊の派遣等について、調整をしていただくということに相なるわけがあります。

下の方にまいりますと、今年の8月に関係閣僚の意見交換会におきまして、今ごらんいただきました応急対策のうち、もっとも初期対応が必要な事項については、あらかじめいろいろ決めておいた方がいいのではないかという御指示を総理からいただきました。

3 ページ、総理大臣の御指示としましては、4 点ございまして、「①広域医療搬送計画を定めること」。

「②消防庁及び警察庁の広域援助隊の派遣計画を策定すること。

自衛隊の広域援助隊の活動拠点確保を図ること」。

更には「自衛隊機の利用計画を定めること」。

「発災時に重点的に確保すべき緊急輸送ルートの調整を図ること」。

この4点でございます。

これは総括表でございますので、更に4 ページ、まず最初の「広域医療搬送計画」でございますが、被災地の医療体制では大量に発生する重傷患者に対して、適切な治療をするというのは大変困難でございます。医師等を被災地内に派遣しまして、重篤患者を被災地外の医療機関に搬送する必要があるというふうに考えられております。

実際には、阪神大震災の経験などに基きますと、真ん中くらいでありますけれども、重篤患者のうち、例えば体の一部が壊れた家屋とか家具等にはさまれたなどということで、手術や治療によっては助かる可能性のある患者というのが、72 時間で約 490 人くらい発生するというふうに考えております。

こういう方々に対しては、例えば集中治療とか人工透析ということは必要になりますので、多数の医師・看護師、ないしは医療資機材を必要とするということになりますので、被災地の中ではなかなか困難でございます。したがって、被災地外に搬送するということになります。患者の搬送に当たりますと、下から2 番目でありまして、中継基地における応急的な医療や、搬送航空機への同乗のための医師、看護師が必要になります。

そういうことで、一番最後のところでありまして、実際に必要になる医師は、100 人くらいということで計算ができております。全国の40 あります基地の近くにあります国立病院でありますとか、国立大学の附属病院、あるいは赤十字病院、そういうところからお医者さんが実際にどれだけ確保できるかということを検証いたしました。100 人という人間を確保するのは、今のところ厳しいという状況になっております。

そこで最後の段でありますけれども、災害拠点病院を含めて、例えば公立病院とか、民間病院のお医者さんにも協力をしていただくための体制の構築ということが必要だと考えております。

なお、搬送患者の受け入れにつきましては、被災地外の医療施設で十分可能であるという結論に至っております。

5 ページは「消防庁・警察庁の広域応援派遣計画策定」でございますけれども、それぞれの組織におきまして、阪神・淡路後、こういう広域援助隊が発足をしております。消防

庁の緊急消防援助隊でございますけれども、被害が発生している4都県に対して、12時間以内に参集可能な都道府県の28府県隊については、陸路によって車両とともに出動するという事で、最大1,200隊、1隊大体5人くらいということですから、6,000人ということになります。

引き続きは、フェリー等によって、追加で500隊が参加し、更に被災地の中の部隊も500、合わせますと、2,200隊がフル可動するという計画になっております。

それから、警察の方の援助隊でございますけれども、これは広域援助隊だけではなくて、被災地近隣の管区の機動隊及びその他の機動隊を最優先に派遣するという事で、以後、全国の管区機動隊、及び一般部隊を被害の規模に応じて逐次増強するという事に相なっております。

その結果として、60時間以内に合計2万人を派遣する。24時間としては、8,000人を目標に計画をつくったというところでございます。

自衛隊につきましては、既に最大7万人を動員するという計画が決められております。これですべての応急部隊について、派遣計画が定まったということになります。

同時にその部隊の方から強い要請がございましたのは、活動拠点の確保でございます。事前に活動拠点をきちっと確保しておかないと、実際に速やかな応急活動ができないということがありまして、消防庁の方を通じて都道府県と調整をいたしました結果、一番下でございますが、それぞれの部隊活動の拠点として、465か所の拠点地を決定させていただきました。面積にいたしますと、2,580ヘクタールということになりまして、これらにつきまして、地域防災計画できちっと位置づけると同時に、防災訓練で实际的に活用していくということを考えているわけでございます。

6ページ「自衛隊機の利用計画の策定」でございますが、航空機の利用は災害時に最も効果的な輸送手段ということに相なるわけでありまして。

一方で、初動期にはさまざまな輸送需要が集中するということがございます。航空資源をどういうふうにしたら効果・効率的に利用することができるかという問題意識でございます。

基本的な考え方としましては、自衛隊の搜索救助活動と医療提供活動の迅速化について両立を図ることを基本とする計画を整理したところでございます。

具体的には、そこでございますC-1・C-130輸送機による輸送としましては、遠方の地域からは、被災地との間で、往路については自衛隊の部隊・資機材、及びお医者さんを輸送する。その帰りは、重篤患者を被災地外に搬送するという事で両立をしていこうということでありまして。

それから、警察・消防の部隊につきましては、24時間以後、需要に応じて対応できれば対応する。それ以外の場合については、民間航空機等を活用するという考え方でございます。

それから、近隣につきましては、CH-47の大型ヘリコプターによる輸送ということを考えております。

ちなみに、C-1・C-130については、約20機、CH-47については約40機の活用を考えているところでございます。

7ページ「緊急輸送ルート計画について」でございますが、阪神・淡路大震災におきましては、大規模な交通渋滞が発生いたしまして、応援部隊が被災地の中に進出できないという状況がございました。そこでその経験を踏まえまして、実際の緊急輸送ルートにつきましては、各都県が決めているという現実がございますので、県境を超えて調整を図れということが御指示の内容でございます。

広域援助部隊につきましては、それぞれの進出拠点までの路線を重点的に確保すべき輸送ルートとして、あらかじめ定めた緊急輸送ルート事前計画を策定するというにいたしております。

実際に発災した後は、被災の状況等を踏まえて、その見直しを行って、これに基づいて部隊を進出するというにしております。

これにつきましては、恐縮でございますが、後ろの方の11ページに緊急輸送ルート計画図というのがございます。そこで紫とか赤とか黄色が書いてありますが、それぞれがそれぞれの部隊の進出拠点とあります。そこに向かう高速道路等を輸送ルートの事前計画としてきっちり確保し、交通規制等を適切に行っていこうというのがこの考え方でございます。

説明資料の2番目については以上でございます。

説明資料3でございますが、会長専決事項といたしましては、ごらんいただきますように、20件を処理させていただきました。御報告をして承認をいただきたいと考えております。

それから、参考資料1でございますが、「防災情報共有プラットフォームの構築」ということでございます。ここでは防災情報の共有プラットフォームを構築して、地理情報システム、GISを活用して、情報の共有化を図ろうということでございます。

1枚めくっていただきますと、漫画がありますが、災害現場からいろんな形で入ってまいります情報をGISの地形図の上に載せて、発災の位置でありますとか、部隊とか拠点とか、そういうものを1つの地図の中で共通のデータとして認識して対応していこうということであります。ここで官邸も防災機関も現場も、同じ認識を持って適切な防災活動を

実施することができるのではないかと考えております。

1枚めくっていただきますと、先ほどの緊急輸送ルート計画に対応しまして、例えば×の地点は通行不能箇所ではありますが、通行不能の箇所が具体的にどんな状況であるかというのを付加的な情報として加えることによりまして、この図面に基つきまして、適切な対応が図れるのではないかと考えているわけでございます。

最後に参考資料の2であります。国連防災世界会議でございますが、昨年の12月23日に国連防災世界会議に関する決議案が全会一致で採択されたところであります。そこに書いてございますような日にちで開催をいたします。現在、会議の成功に向けていろんな会合を行っているところであります。関係省庁の御協力を是非お願いしたいと思います。

以上でございます。

防災担当大臣 以上で説明を終わります。大変時間が限られております。恐縮でありますけれども、御質問、御意見等がございましたら、手短かにお願いをいたします。

溝上委員 地震防災対策は、日ごろからの備えというか、予防対策が第1だと思います。

2番目としては、地震が起きたときに救急救援をすぐ立ち上げる、応急ですね。この2本立てが一番大きな柱になると思いますけれども、そのほかにも最近、研究が進み、観測体制やその他が相当整備されてきますと、東海地震の場合のように、直前に予知情報を出して警戒宣言、そして、災害を軽減するという方法もありますし、今、気象庁が進めております方法ですが、リアルタイムで地震が起きたときに、すぐさま地震の情報を遠方まで伝達して、津波や揺れが来るまでに何分か、何秒か稼ぐという手法もあります。

とは言いましても、地震防災対策には万能薬、特効薬というのがありませんで、これは地道な努力を重ねていくしかないということは事実だろうと思います。

ところが、最近、いろいろ会議を通していろんな専門家の意見を聞きますと、何とか先手必勝でいきたいという気持ちが込められた発言が随所に出てきております。それはやはり地震学の進歩、観測体制の強化、内閣府でのさまざまな試み等、検討がそういう方向に向かいつつあることは間違いのないと思います。

この先手必勝の中でも、特に注目しなければならないのは、人的損失をなるべく少なくしたい。できれば画期的に少なくしたいという願望が常に伴っております。その方法というのは、万能薬、特効薬はないとは言うものの、実はありまして、その第1は、住宅の耐震化を進める。ところが、この住宅の耐震化というのは、一向に現在のところ進んでいない。1,400万戸くらいの耐震性の不足した家屋があるというのに、実際にはその耐震化が進んでいるのは、多く見積っても10万戸程度、少なくすると3万戸程度、100年、200年かかるのではないかと推察されるわけです。

これを何とか進めることによって、内閣府の推計によりますと、人的損失は4分の1になる。1万人の死者が出る地震だとすると、2,000人程度で収まる。この効果は極めて大きいものでありまして、東海地震において予知情報、警戒宣言が出ることによって、やはり人的損失は4分の1くらいまで激減させることができる。これを何とか今後進めていただきたい。そのためには、ただ、進めるということだけではなくて、何か目標値を定めて、これからスタートする。あと何年後にはこのスピードで進めていって、ここまでは到達するという評価をしながら、何とか耐震化というものを進めていただきたい。これをここでとりわけお願いいたしたいと思います。

防災担当大臣 どうもありがとうございました。次に重川委員お願いします。

重川委員 何をするにしても、被災地を含めました行政機能をどういうふうに維持するかということが非常に重要だと思うんです。これまで実は検討されてこなかった3つの課題があります。

1つは、国も含めた行政の職員とその家族の生命をどう確保するか。今、先生のおっしゃった住宅の耐震化も含めて、国民に率先して、災害時に対応に当たる方たちの安全を守るための対策を取ることが重要だと思います。

2つ目が、庁舎の耐震性の確保が遅れているということです。財政難ではありますが、例えば震度6強から震度7の極めて強い揺れが予想される地域で、しかも人口10万人以上の大都市といったような条件を付けながら、耐震性が確保されていない庁舎を戦略的に耐震性を高めていくことが必要になってくると思います。

3点目、最後ですが、職員の方へのロジスティックス、あるいは後方支援です。今まで災害、あるいは事故いずれの場合も対応する職員の食事ですとか、睡眠、休養、そういうものには全く配慮がされてきませんでした。皆さん死に物狂いで頑張っても、3日間で限界が来る。4日目で言っていることとやっていることがばらばらになってしまう。あるいは神戸の震災では現実に職員の方はタイル張りの廊下に新聞1枚ひいてお休みになっていらっしゃる。そういう状況で本当に質のいい災害対応が提供できるかということを考えると、今までのような精神論だけではなくて、合理的な行政、災害対応サービスができるためにも、そういう行政機能の維持という対応策を戦略的に実行していくことが非常に必要だと思っております。

防災担当大臣 小野国家公安委員長どうぞ。

国家公安委員会委員長 先ほど内閣府より説明のありました防災情報共有プラットフォームの構築に関して、一言申し上げたいと思います。

2月の閣僚懇におきまして、私は災害等の現場におきまして、協力をして活動しており

まず警察・消防・自衛隊の有しております情報が必ずしも共有されていないという現場の声があるというお話を申し上げさせていただき、それぞれの情報を持ち寄って1つの地図上に統合できれば、よりスムーズに活動が可能になるのではないかという、この問題提起をさせていただいたところでございます。

防災情報共有プラットフォームは、まさに私の問題意識に合致するものでございまして、このシステムが国レベルのみならず、各都道府県においても広範に運用されるようになることを期待申し上げております。

以上でございます。

防災担当大臣 それでは、田端さん。

総務副大臣 総務省から御報告申し上げます。

緊急消防援助隊について、昨年の法改正によりまして、法律上の位置づけが明確になりまして、本年4月1日をもって消防庁長官に出動指示権を創設するなどの体制が整いました。これに合わせて、4月14日に発足式を行いました。そして、部隊の大幅な増強を図り、広域援助の拡充を行ったところでありますが、現在、2,821部隊が登録されています。

今後とも緊急消防援助隊の部隊数の増強、訓練、装備の充実等に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

防災担当大臣 わかりました。よろしいでしょうか。

それでは、貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございました。お伺いいたしました御意見につきましては、今後の防災行政に幅広く生かしてまいりたいと思っております。

それでは、本日の案件につきまして、原案のとおりとすることで御了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

防災担当大臣 ありがとうございました。

それでは、最後に会長であります小泉内閣総理大臣から御発言をいただきます。

(報道関係者入室)

内閣総理大臣 お忙しいところありがとうございました。

東海地震、いつ起こってもおかしくない状態にあり、南関東地域も地震の活動期に入っているとされておりまして、関係機関、国民の幅広い参加を得て、実践的な防災訓練を行い、災害の備えに万全を期することが重要であります。

本日は、平成16年度の総合防災訓練大綱を決定しました。また、昨年8月、関係閣僚意見交換会において私から検討を指示しました課題の整備状況についても報告を受けました。

南関東直下地震への対応策としては、応援部隊派遣のための体制整備、都県間の緊急輸

送路の調整など目に見える改善の成果が上がっております。更に調整を要する事項については、早急に作業を進めよう改めてお願いします。

とりわけ広域緊急医療体制について、災害拠点病院の協力も得て、速やかに緊急医療チームの派遣体制を構築していただきたい。

我が国の提案によりまして、来年1月、兵庫県神戸市で国連防災世界会議が開催されることになりました。関係国・機関と連携して会議の準備を進めてまいりたいと思います。

今後とも、委員の皆さんから忌憚のない御意見をいただきながら、政府、地方自治体、地域、ボランティア団体等が一体となって総合的な災害対策を一層推進していただくようお願いいたします。

(報道関係者退室)

防災担当大臣 ただいまの会長の御発言にしがいまして、今後とも防災対策の一層の充実に努めてまいりたいと思いますので、委員各位におかれましても、今後とも御協力のほどよろしくお願いを申し上げます。

これをもちまして、本日の会議を終了させていただきますが、会議終了後記者会見の方は、私の方でさせていただきますことを御了承いただきたいと思います。

本日はお忙しいところ誠にありがとうございました。